

林業後継者育成事業補助金交付要綱

平成25年3月28日付け森活第807号
水産林務部長通知

〔 令和8年4月1日成長第2415号
最終改正 〕

第1 目的

北海道における森林・林業の持続的発展を図るため、将来の地域林業を担う人材の育成及び確保を目的として、林業グループ活動の支援等を行う事業に対し、予算の範囲内において林業後継者育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の規程によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

第2 補助金の交付の対象等

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとする。
林業者組織強化・地域リーダー新技術等取得・林業者地域貢献を実施するもの。

第3 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次のとおりとする。
北海道林業グループ協議会

第4 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。
北海道林業グループ協議会が林業グループ活動の支援に関する事業を実施する事業実施主体に対して補助する場合における当該補助等の対象となる次に掲げる経費。
賃金、謝金、旅費（講師、委員、指導者、調査、学習）、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（機械、バス、施設、資機材等）、備品購入費（木材生産、木材加工、特用林産物生産、加工等に必要な機材を含む）

第5 補助率

補助率は、次のとおりとする。
2分の1以内

第6 補助金の算定方法

補助金の交付額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

第7 事業の実施内容等

(1) 林業グループ活動の支援

ア 林業者組織強化

林業グループの組織強化のための交流会及びPR活動の実施

イ 地域リーダー新技術等習得

林業グループ活動を活性化するための林業先進地等視察研修及び新技術等定着検討会の実施

ウ 林業者地域貢献

地域の森林・林業の普及啓発等に役立つ林業グループ活動実践教室等の実施

(2) 事業の実施

ア 林業グループ活動の支援の実施主体は、北海道林業グループ協議会（以下「道林協」という。）とする。

イ 道林協は、林業グループ活動計画書（別記第1号様式）（以下「計画書」という。）を作成し、当該林業グループの所在する市町村長の推薦書を添付のうえ、森と海の未

来づくり推進監に提出して承認を受けるものとする。

ウ 森と海の未来づくり推進監は、イに定める計画書の提出があった場合、その内容を審査し、以下の全ての要件を満たしていると認められる場合、当該計画の承認を行い、道林協に通知するものとする。

(ア) 本事業の対象となる林業グループ（以下「林業グループ」という。）は、当該林業グループの所在する市町村長の推薦があり、地域振興への貢献が期待できる団体であること。

(イ) 当該林業グループは、定例的活動及び決算報告を継続的に行っていること。

(ウ) 事業計画の内容が、当該林業グループの組織の強化、活動の活性化及び地域の森林・林業の普及啓発等に役立つと認められること。

エ 道林協は、イに定める承認を受けた計画書に基づき事業を実施するものとする。

オ 道林協は、事業計画のうち当該林業グループを変更しようとする場合、森と海の未来づくり推進監の承認を受けなければならない。この場合、イの規定を準用するものとする。

カ 道林協は、事業を終了した場合、速やかに林業グループ活動実績書（別記第1号様式）を森と海の未来づくり推進監に提出するものとする。

(3) 事業の指導

ア 森と海の未来づくり推進監は、事業計画を承認した場合、当該林業グループの所在する総合振興局長等へその内容を通知するものとする。

イ 当該総合振興局長等は、当該林業グループの活動の指導を行うものとする。

(4) 助成

知事は、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号、以下「交付規則」）に基づき、道林協に対し、本事業の実施に必要な経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

第8 補助金の交付の申請

1 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記第3号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（別記第4号様式）

(3) 経費の配分調書（別記第5号様式）

(4) 事業予算書（別記第6号様式）

(5) 資金収支計画書（別記第7号様式）

(6) 電子交付申請書兼メールアドレス確認書（別記第8号様式）（道から補助金の交付を申請しようとする者に対して行われる通知等について、電子交付（通知等の内容を記録した電磁的記録に、電子署名を行い、補助金の交付を申請しようとする者がクラウド上で受領できる交付方法）を希望する場合に、提出すること。）

(7) 規約

2 補助金等交付申請書の提出は、次により行うものとする。

(1) 提出期限 別途指示する

(2) 提出先 北海道知事〔水産林務部森林海洋環境局成長産業課〕

3 補助金の交付の申請をしようとする者は、交付申請時に当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第9 補助金の交付の決定等

知事は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やか

に交付の決定を行い、別記第9号様式により、申請者に交付の決定の内容及び交付の条件を通知するものとする。

第10 事業の指令前着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定の通知（以下「指令」という。）に基づき行うものとするが、やむを得ない事情により、指令前に着手する必要がある場合は、次の（1）から（3）までの条件を了承の上、指令前着手届（別記第10号様式）により、あらかじめ知事に届け出るものとする。

- （1）指令を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。
- （2）指令を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- （3）事業の着手から指令を受ける期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと。

第11 申請の取下げ

- 1 補助事業者等は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内に、補助金等交付申請取下書（別記第11号様式）を知事に提出し、申請の取下げをすることができる。
- 2 1の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

第12 補助事業の遂行

補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

第13 補助事業の変更

- 1 補助事業者は、補助事業の交付の変更をしようとするときは、補助事業等変更承認申請書（別記第12号様式）に第8の1に掲げる書類を添付の上、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の20パーセントを超えない増減であって補助金の額が増とならないときは、この限りではありません。
- 2 知事は、1の補助事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、事情やむを得ないと認められるものに限り承認を決定し、変更指令書（別記第13号様式）により補助事業者に通知するものとする。

第14 補助事業の中止又は廃止

補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、あらかじめ知事に補助事業等中止（廃止）承認申請書（別記第14号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

第15 補助事業の執行の遅延又は不能

補助事業者は、補助事業が期限までに完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに知事に補助事業等執行遅延（不能）報告書（別記第15号様式）を提出し、その指示を受けなければならない。

第16 補助事業の状況報告等

補助事業者等は、当該事業の遂行の状況等に関し、知事から報告を求められたときは指示された日までに報告を行い、又は道の職員による調査を受けたときは調査に協力しなければならない。

第17 補助事業の遂行等の命令

補助事業者は、この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂

行すべきことを知事から命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。

第18 補助金の概算払

- 1 補助事業者は、概算払の申請をしようとするときには、補助金等概算払申請書（別記第16号様式）に最新の資金収支計画書（別記第7号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の補助金等概算払申請書を受領したときは、その内容を審査し、概算払をする必要があると認めるときは当該補助金の概算払を決定し、その旨補助事業者に通知するものとする。

第19 実績報告等

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の4月10日のいずれか早い日までに、次により補助事業等実績報告書（別記第17号様式）を知事に提出しなければならない。
 - (1) 事業実績書（別記第3号様式）
 - (2) 補助金等精算書（別記第18号様式）
 - (3) 事業精算書（別記第19号様式）
- 2 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第20号様式によりその金額（実績報告において、2により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。

第20 補助金の額の確定

知事は、補助事業等実績報告書の提出を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

第21 交付の決定の取消し

- 1 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。
 - (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) (1) から (4) までに掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第22 補助事業に関する帳簿及び書類

- 1 補助事業者は補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- 2 1により備えるべき帳簿及び書類は、次のとおりとする。
 - (1) 帳簿、伝票、通帳、領収証書、その他収支状況を確認できる書類
 - (2) 契約書、入札関係書類
 - (3) 台帳、その他財産の取得状況を確認できる書類
 - (4) 日誌、写真、その他補助事業の履行状況を確認できる書類
 - (5) 交付申請から実績報告に至るまでの申請書類、交付の決定に関する書類

第23 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

第24 財産の処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間、あらかじめ知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。

第25 電子メールによる申請等

補助事業者は、補助金の交付の申請、届出、その他この補助事業に関し道に行う通知については、当該申請等に係る書類の電磁的記録を別に指定する電子メールアドレスに電子メールを送信する方法により行うことができる。

第26 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。